

3 中間検査

(1) 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

(2) 中間検査の項目及び内容

ア 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況について次の区分により行う確認行為をいう。

(ア) 配管耐圧検査

最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力により行う水圧試験等について、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。

(イ) 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外表面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。

(ロ) 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。

イ 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎、地盤等のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

(ア) タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク（建築物又は架構内に設置された独立基礎以外の 20 号タンクを除く。）の鉄筋コンクリート基礎（鉄筋コンクリートリング基礎含む。）の配筋構造及びびくい支持方式の基礎のくい頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎の配筋構造及び支柱の構造を確認する行為をいう。

(イ) 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。

(ロ) スラブ配筋検査

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ（タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。）及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。

ウ タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認する行為をいう。

エ 地下タンク据え付け検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況を確認する行為をいう。

オ 地下タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。

カ 地下タンク埋め戻し検査

地下に設置する危険物タンクについて、その埋め戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。

キ 少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の 20 号タンク（液体の危険物に限る。）の構造、強度及び施工状況につい

第2 許可申請、仮貯蔵仮取扱いの承認、手数料、
標準処理期間に関する事項

て次の区分により行う確認行為をいう。

(ア) 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ及び変形を確認する行為をいう。

(イ) タンク板の厚み測定検査

厚さ 3.2mm 以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板 1 枚につき 1 点以上の確認をする行為をいう。